

公的研究費の運営及び管理体制

札幌保健医療大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)の趣旨や内容を踏まえ、公的研究費(競争的研究資金)の不正使用の防止、適正かつ効率的な研究費の運営及び管理を行なうための体制を次表のとおりとします。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学 長	大学全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任と権限をもつ者
統括管理責任者	学部長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
コンプライアンス推進責任者	事務局長	統括管理責任者の指示の下、学部の公的研究費等の運営及び管理について実質的な権限を持つ者
研究倫理教育責任者	研究倫理委員長	統括管理責任者の指示の下、学部の研究倫理の向上、学生に対する研究倫理教育の運営及び管理について実質的な権限を持つ者

窓 口	担 当 者
事務処理手続きに関する相談窓口	総務課
不正使用等の通報窓口	総務課長